

重度障害者への日中活動サービス提供を行っている事業所の皆様へ

横須賀市障害者地域生活サポート事業(補助金)<新>

のお知らせ

日中活動の受け入れ先確保が難しい重度障害がある方へのサービス提供実績に応じ、障害福祉サービス事業所へ補助金を交付する事業です。

対象となる障害福祉サービス

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

(横須賀市内に所在する事業所が対象)

対象となる重度障害者

横須賀市内に居住する、以下の状態にある方

- (1)身体障害者手帳1、2級、療育手帳A1、A2、精神保健福祉手帳1級のうち、複数の手帳の交付を受けた方(重症心身障害者を含む)
- (2)区分認定調査項目中行動関連項目の点数の合計が6点以上10点未満の方
- (3)気管切開、痰の吸引、胃ろう、経管栄養、IVH、膀胱ろう等の医療行為について、看護職員等による医療的行為を日常的に必要とする方
- (4)一定の状況にある、遷延性意識障害者

※ 事業所の支援体制に関する条件があります。詳細をご確認ください。

補助単価

事業名	補助対象	補助単価
重度重複障害者 個別支援事業	身体障害者手帳1、2級、療育手帳A1、A2、精神保健福祉手帳1級のうち、複数の手帳の交付を受けた方(重症心身障害者を含む)	3,000円/日
行動障害者 支援事業	障害支援区分認定調査項目中行動関連項目の点数の合計が6点以上10点未満の方	1,400円/日
医療的ケア 支援事業	気管切開、痰の吸引、胃ろう、経管栄養、IVH、膀胱ろう等の医療行為について、看護職員等による医療的行為を日常的に必要とする方	2,300円/日
遷延性意識障害者 個別支援事業	次のうち5項目以上該当する者<自力での移動が不可能であること、意味のある発語を欠くこと、意思疎通を欠くこと、視覚による認識を欠くこと、自力での食事摂取が不可能であること、排泄失禁状態であること>	4,900円/日

申請方法

申請書を本市 WEB サイトからダウンロードいただき、必要事項を記載の上、以下まで郵送
又はご持参願います。

申請期間

申請期間は厳守でお願いします。(郵送の場合は必着)

令和4年4月28日(木)まで

補助金の支払いについて

補助金は事業終了後(翌5月)法人口座あてにお振込みします。

本市 WEB サイトについて

本市 WEB サイトでは、制度の詳細についてのご案内をしています。申請書等のダウンロードもできますので、ぜひご参照ください。

横須賀市障害者地域生活サポート事業

×

検索

「横須賀市障害者地域生活サポート事業」で検索願います。

お問い合わせ等

令和4年3月25日から令和4年4月25日まで、ご質問を受け付けています。(詳しくは、
本市 WEB サイトをご覧ください) 締め切り後、ご質問のあった事項について回答をまとめて
公表いたします。

その後のお問い合わせについては、恐れ入りますが、以下まで個別にお知らせください。

事務担当・送付先：〒238-8550 横須賀市民生局福祉部障害福祉課(町名番地なし)

給付係 046-822-9488(直通)

新型コロナウイルス感染防止のため、原則、郵送での対応とさせていただきます。ご協力をお願いします。